

児 童 手 当 制 度 の 概 要

制度の目的	○児童養育家庭の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する										
支給対象 手当額 支払期月	○義務教育就学前の児童（6歳に到達後初めての年度末まで） ○第1子： 5,000円、第2子： 5,000円 第3子以降：10,000円 ○支払期月：毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）										
所得制限 4人世帯（夫婦 と児童2人）の 所得（収入：所 得の換算値）	○所得限度額 所得：415.0万円未満（収入ベース：596.3万円未満） （所得制限により手当を受けられない被用者及び公務員に支給される特例給付の場合 所得：574.0万円未満（収入ベース：780.0万円未満）										
費用負担	【0歳～3歳未満 児童手当等】 [被用者] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">事業主 7/10</td> <td style="width: 20%;">国 2/10</td> <td style="width: 20%;">地方 1/10</td> </tr> </table> [特例給付] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>事業主 10/10</td> </tr> </table> [非被用者] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">国 2/3</td> <td style="width: 40%;">地方 1/3</td> </tr> </table> [公務員] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </table> 【3歳～義務教育就学前 就学前特例給付】 [被用者・非被用者] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">国 2/3</td> <td style="width: 40%;">地方 1/3</td> </tr> </table> [公務員] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </table>	事業主 7/10	国 2/10	地方 1/10	事業主 10/10	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10	国 2/3	地方 1/3	所属庁 10/10
事業主 7/10	国 2/10	地方 1/10									
事業主 10/10											
国 2/3	地方 1/3										
所属庁 10/10											
国 2/3	地方 1/3										
所属庁 10/10											
事業主拠出金	○厚生年金保険等被用者年金制度の適用事業の事業主が負担 ○拠出金の額は、厚生年金保険等被用者年金の標準報酬月額及び標準賞与額を賦課標準として、それぞれに拠出金率を乗じて得た額 拠出金率（平成15年度：0.9/1,000）										
財源内訳 （平成15年度 予算ベース）	○4,370億円 事業主拠出金 1,180億円 国 庫 1,990億円 地 方 1,200億円										

児童手当の財源内訳

(15年度予算ベース)

0～3歳未満

サラリーマン

自営業者

公務員

<所得制限額：15年度>

780.0万円 →

特例
給付

事業主 10 / 10	420億円
-------------	-------

596.3万円 →

本
則
給
付

事業主 7 / 10 758億円	国 2 / 10 217億円	地方 1 / 10 108億円	国 2 / 3 345億円	地方 1 / 3 172億円
---------------------	-------------------	--------------------	------------------	-------------------

国	地方
10 / 10	10 / 10
約53億円	約134億円

223万人

74万人

29万人

326万人

3歳～就学前

<所得制限額：15年度>

780.0万円 →

596.3万円 →

国 2 / 3	地方 1 / 3	国 2 / 3	地方 1 / 3
933億円	466億円	395億円	197億円

国	地方
10 / 10	10 / 10
約46億円	約128億円

207万人

85万人

27万人

319万人

※<所得制限額>は、夫婦2人+子2人の家庭の場合の年収。
支給対象児童数は平成15年度予算案ベース。

児童手当制度の経緯

昭和47年	児童手当制度発足 (段階的实施を経て、中学校卒業前の第3子以降に児童手当を支給)
昭和53年	福祉施設の導入
昭和57年	行政改革特例法による特例措置(所得制限の強化と特例給付の実施)
昭和60年	支給対象の変更(段階的实施を経て、昭和63年度から小学校入学前の第2子以降に児童手当を支給)
平成3年	支給対象の変更 (段階的实施を経て、平成6年から3歳未満の児童に児童手当を支給)
平成6年	福祉施設を児童育成事業に改め、その財源を事業主より拠出金を徴収
平成12年	支給対象年齢の拡大 (平成12年6月より3歳未満から義務教育就学前児童に児童手当を支給)

1. 支給対象年齢の考え方

(1) 義務教育終了前まで(昭和47年1月制度創設～昭和61年5月)

○「児童手当制度に関する報告」(S43.12児童手当懇談会)

- ・15歳未満の場合労働基準法によって就労を禁止または制限されている。

(2) 義務教育就学前(昭和61年6月～平成3年12月)(平成12年6月～現在)

○「児童手当制度の当面の改革方策について」(S59.12中児審意見具申)

- ・乳幼児を養育する家庭では、妻の就業率が特に低いことにみられるように、この年齢層では児童養育に伴う生活上の制約が強く、子のない家庭と比べて、物心ともに負担が重い。

(3) 3歳未満(平成4年1月～平成12年5月)

○「今後の児童手当制度のあり方について」(H1.7児童手当制度基本問題研究会報告書)

- ・i) 児童の人間形成に最も重要な時期であること、ii) 出産・育児に係る経済的な負担や女性の就労が一般化する中で出産・育児に伴う所得喪失が大きいこと、iii) 育児に伴う生活上の制約が大きく、子供のいない家庭に比べて物心ともに負担が大きいことなどを踏まえ、3歳未満の児童を支給対象とすることが適当と考えられる。
- ・3歳以上の児童はむしろ保育サービスや健全育成サービスの充実により対応していくことが適当であろう。

(4) 義務教育就学前(平成12年6月～現在)

○「児童手当制度の改正について」(H12.1中児審答申)

- ・少子化対策が急がれる状況の下、総合的な少子化対策の一環として、児童手当について当面の改善措置。制度の在り方については、今後、少子化対策としての効果、税制など他の施策との関係、財源の在り方などを含め、少子化対策全体の推進を図って行く中で、十分検討すべき。

2. 支給対象出生順位の考え方

(1) 第3子以降（昭和47年1月制度創設～昭和61年5月）

○「今後推進すべき児童福祉対策について」（S49.11中児審答申）

- ・児童3人を養育している家庭における児童養育費は、家計現金支出のうち、38.7%という高率で、家計のきびしい負担となっている（S42年度児童手当制度基礎調査）。

(2) 第2子以降（昭和61年6月～平成3年12月）

○「児童手当制度の当面の改革方策について」（S59.12中児審意見具申）

- ・本来、第一子からを支給対象とすべきである。しかしながら、当面の財政上の制約、有子家庭の約9割が2人ないしはそれを上回る数の児童を養育しているという状況、さらには、出生数の動向等にも配慮した社会保障政策という位置づけ等を勘案すると、当面の措置としては、第二子からを支給対象とすることにも、政策的妥当性を認め得るものと思われる。

(3) 第1子以降（平成4年1月～現在）

○「今後の児童手当制度の在り方について」（H2.12中児審意見具申）

- ・世代間における社会的扶養を通じた児童の健全育成及び育児支援の観点からは、支給対象を第二子のままとするのは合理的でなく、支給対象を第一子からとすべきである。
- ・なお、最初に生まれた児童を養育する家庭は、一般に家庭の経済基盤が弱体であり、本制度による経済的支援の必要性が高いものと考えられる。

3. 手当額の考え方

(1) 月3,000円（昭和47年1月～昭和49年9月）

○「児童手当制度に関する報告」（S43.12児童手当懇談会）

- ・児童手当は、家計における児童養育費の家計負担軽減をめざすものであるが、養育費を完全にカバーするものではない。親の児童を養育する責任に取り代わるものではないからである。
- ・各国の例を見ても、養育費を親と社会が分担するという考え方に立って、多くの場合、その手当の額は、養育費の半分程度をめやすとしている。
- ・昭和42年の調査によれば、義務教育終了前の児童が3人いる月収3万円以上6万円未満の勤労世帯の家計では、児童一人あたりの現金支出は、6,547円である。この金額を参考とし、手当の額は、月額3,000円とすることをひとつのめどにおいた。

(2) 月4,000円（昭和49年10月～昭和50年9月）

(3) 月5,000円（昭和50年10月～昭和61年5月）

- ・国民の生活水準及び消費者物価の上昇にかんがみ、手当額を是正したもの。

(4) 低所得者特例；月6,000円（昭和53年10月～昭和54年9月）

○児童手当制度に関する当面の改善策について（S52.12中児審意見具申）

- ・手当額については、前回（昭和50年）の手当額引上げ後の物価動向等にかんがみ、出来得ればその実質価値を維持する程度の引上げ措置が望ましいが、所得保障機能を基本とするという今後の検討の方向に沿い、かつ、制度の効率的運用を図るという見地に立てば、児童養育費負担が相対的に大きい低所得層について手当額の引上げを行うことを配慮すべきである。

- (5) 低所得者特例;月6,500円(昭和54年10月～昭和56年9月)
(6) 低所得者特例;月7,000円(昭和56年10月～昭和61年5月)→昭和61年5月で廃止。
・物価、消費支出等の伸びを考慮して、単価の改正を行ったもの。

(7) 第2子;月2,500円、第3子以降;月5,000円(昭和61年6月～平成3年12月)

(8) 第1・2子;月5,000円、第3子以降;月10,000円(平成4年1月～現在)

○今後の児童手当制度の在り方について(H2.12中児審意見具申)

- ・支給額は、昭和50年以降5,000円の水準に据え置かれていることを踏まえ、この間の諸事情を考慮して、相当程度改善を行うべきである。

4. 所得制限の考え方 (限度額は、扶養親族等の数5人の場合の年収ベースで表示)

(1) 年収200万円(S47.1制度創設時)

○「児童手当法の解説」 坂元貞一郎著 (S47.3)

- ・給付反対給付の関係がない福祉施策であって、児童養育費の家計負担の軽減を図るものであるため、その養育費がさほど家計の圧迫とはならないような高額所得者については、一般の所得水準、国民感情を勘案し、制限する方が適当である。
- ・児童手当の支給の対象から除外される者は、現行施行令の基準によれば、約1割程度と見込まれる。給与所得のみの国家公務員では、概ね本省課長クラス程度以上の者が除外されることになる。

(2) 支給率維持(S47年度～S52年度)

- ・所得の伸びに応じ、従前程度の支給水準を維持できるよう、限度額を引き上げた。

(3) 限度額強化(S56年度):497万円→450万円

- ・今回の改正は、ある程度所得の高い方々には受給を遠慮願う一方、低所得者には給付を厚くするものであるが、その際の所得制限の強化については、児童一般の健全育成施策としての児童手当制度の意義から大多数の家庭がカバー(支給率80%程度)できるように所得制限額を450万円とした。

(4) 限度額再強化及び特例給付創設(S57年度):一般450万円→391万円 特例560万円

○「行財政改革に関する第一次答申」(S56.7臨時行政調査会)

- ・児童手当制度については、「公費負担に係る支給を低所得世帯に限定する等制度の抜本的見直しを行う。」

○「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律」第10条(S56)により、昭和57年6月から昭和60年5月(平成2年5月まで延長)までの間、児童手当の所得制限限度額は、老齢福祉年金の本人所得制限限度額を基準として設定することとされた

(5) 平成7年度、平成10年度、平成11年度:本則引上げ等

(6) 平成13年度:本則引上げ(527.5→687.8)、特例引上げ(754.4→864.4)

- ・与党(自民党・自由党・公明党)三党合意を踏まえ、支給対象児童を扶養する親等の所得制限を大幅に緩和し、概ね支給率を85%に引き上げることに伴い、支給対象児童の拡充を図ることとした。

児童手当制度の目的に対する主な議論

<p>中児審児童手当部 会中間報告 (昭和39年10月5 日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉の観点 ○ 社会保障の観点 ○ 賃金体系の観点 ○ 所得格差と人間能力開発の観点
<p>児童手当懇談会 「児童手当制度に 関する報告」(昭和 43年12月20日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の養育は、支出増加の原因として家計の最も重い負担となっている。 ○ 児童手当制度は、児童手当という現金給付を行うことにより、児童の養育費の一部を社会的に保障しようとするものであり、それは、直接には、家計負担の軽減に役立ち、有子家庭の生活の安定に寄与するわけであるが、あわせて、その給付を児童に着目して行うことにより、児童の福祉の増進を図ろうとするものである。 ○ 人口の静止限界を維持しうる程度の出生率の回復を期待することもできるであろう。 ○ 児童の健全育成、資質と能力の向上に寄与するところ大であろう。 ○ 労働力流動化のための賃金形態見直しのための重要な要因 ○ 所得再配分、所得格差の是正
<p>中児審意見具申 「児童手当制度に 関する当面の改善 策について」(昭和 52年12月12日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従来より以上に次代をになう児童の資質の向上を図る必要性が増大してきている。 ○ 家庭においては、核家族化、環境条件の悪化、家庭に関する生活意識の変化等により、その児童養育機能が著しく低下しており、その強化、助長が必要な状況にあると思われる。 ○ 児童が将来の我が国をになう社会的存在であることを考えれば、その養育費について、児童を養育している家庭と養育していない家庭との間における負担の均衡を図ることが必要と思われる。 ○ 家庭に対する公的サービスのみをもってしては、全面的には対応し得ず、やはり、児童手当のような施策も極めて重要な役割をになうものである。 ○ 金銭給付という形態は、児童養育費負担という経済的側面での社会的公平を図る上においても有効な役割を果たし得るものであることに留意する必要がある。
<p>中児審意見具申 「児童手当制度の 基本的あり方に ついて」(昭和55年9 月10日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世代間の信頼と連帯の醸成に資するものである ○ 社会の構成員全体の協力によって、児童の健全育成・資質の向上に資するものである ○ 児童養育家庭の経済的基盤の強化に資することにもなる

<p>中児審意見具申 「児童手当制度の 当面の改革方策に ついて」(昭和59 年12月12日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産年齢世代が高齢者世代を扶養するという社会システムの下では、次代の生産年齢世代である現在の児童の養育について、「子の養育は親の責任分野に属するものであり、子の扶養は私的扶養で十分」とは言い切れず、この際、我々は、世代間で相互に依存し合っているということに深く思いを致す必要があると考える。 ○ 今後、高齢者についての扶養負担は、より重くなるだろうが、そうであればこそ、その重い負担を担う現在の児童の扶養についても、生産年齢世代が子どもの有無に関係なく一定の負担を行うことが、社会的公平からみて必要であろう。 ○ 今後の我が国社会を展望すれば、特に、次代を担う児童数の動向も問題になるところであり、社会・経済基盤を安定的に維持・充実していくためには、子を生み、育てることを全て親に委ねるだけでなく、社会全体が児童についての関心を高め、その養育に係る費用を公的にも分担する制度を定着させる必要があると考える。 ○ 現行制度は、第三子以降という限られた世帯を対象にしているため、単なる多子防貧対策的に受けとめられがちな面があり、児童手当本来の趣旨での理解を得がたいきらいがある。
<p>児童手当制度基本 研究会問題報告書 (平成元年7月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一に、減少する児童の健全育成を図るという観点から、制度の位置づけを考えていくことが必要である。 ○ 女性の就労が一般化する中で、就労と出産・子育ての両立が困難となる一方、子供を有する家庭と子供を持たない家庭との間で養育費用や仕事の中断に伴う機会費用の負担の不公平という問題が生じ、子供を持たない方が有利という意識すら招きかねない現状にある。このため、第二に、女性の就労を前提とした有子家庭に対する経済的援助のあり方や児童の養育費用のあり方を踏まえた制度の位置付けを考えていくことが必要である。
<p>中児審意見具申 「今後の児童手当 制度の在り方につ いて」(平成2年12 月18日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 世代と世代が相互に支えあう社会においては、子どもを育てる意義は、親と子供のための私的な意味だけでなく、「次代の社会の担い手を育てる」という社会的な意味合いが強くなっているものと考えられ、前世代に対する扶養のみならず、後世代の扶養についても配慮することが必要である。 ○ こうした世代間扶養の観点から、児童手当制度を通じて、児童の養育に関して社会的な支援を行い、子育てによる社会への貢献を評価し、あわせて社会的連帯意識の醸成に資する必要がある。

子育てコストの推計

1. モデルケース

典型的な就学パターンを「私立幼稚園→公立小学校→公立中学校→公立高等学校→私立大学」と仮定した。

【児童・生徒数】

	国・公立	私立
幼稚園	21%	79%
小学校	99%	1%
中学校	94%	6%
高校	70%	30%
大学	27%	73%

2. 推計

(単位：万円/月)

	必需的費用	生活費用	選択的費用	計
乳幼児	2.0 (39%)	1.9 (37%)	1.3 (24%)	5.2
幼稚園	2.6 (49%)	1.6 (30%)	1.1 (21%)	5.3
小学校	0.8 (15%)	2.4 (43%)	2.3 (42%)	5.7
中学校	1.4 (21%)	2.4 (35%)	3.0 (44%)	6.8
小計	1.5 (27%)	2.2 (37%)	2.0 (36%)	5.7
高校	2.8 (33%)	3.0 (35%)	2.7 (32%)	8.4
小計	1.7 (28%)	2.3 (37%)	2.1 (35%)	6.1
大学	11.9 (53%)	2.3 (10%)	8.4 (37%)	22.6
合計	3.6 (39%)	2.3 (25%)	3.3 (36%)	9.1

(注) ○必需的費用：出産費、新生児用品費、学校教育費、給食費、
受験費用、入学金、授業料等

○生活費用：食費、被服・履き物、光熱・水道

○選択的費用：おもちゃ代、お祝い行事費、学習塾、家庭教師費、
小遣い、レジャー代等

(資料出所)「子育てコストに関する調査研究」((財)こども未来財団・平成14年調査等)

経済的支援という観点からの 児童手当と扶養控除の比較

児童手当	扶養控除
<p>○低所得者層に恩恵が及ぶ { 所得制限がなければ、全所得階層に恩恵が及ぶ</p>	<p>○低所得者層に恩恵が及ばない</p>
<p>○所得の多寡に関わらず定額 ○比較的高所得者層が生活上当然と考える子どもの生計費まではカバーできない</p> <p>第1子・第2子 6万円（年額） 第3子 12万円（年額）</p>	<p>○所得額が高いほど減税効果が大きくなる</p> <p><所得税率10%、住民税10%の世帯> （例：年収600万円）</p> <p>年 8.1万円 { 所得税 4.8万円 住民税 3.3万円</p> <p><所得税率37%、住民税15%の世帯> （例：年収3000万円）</p> <p>年 22.7万円 { 所得税 17.8万円 住民税 4.9万円</p>
<p>○現金給付であり、目に見えやすい</p>	<p>○税額計算の一要素であり、目に見えにくい</p>
<p>○特定財源（事業主の拠出）が仕組み得る</p>	<p>○一般財源</p>

児童扶養手当制度について

1 児童扶養手当制度の概要

(1) 目的

父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 支給要件

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で心身に障害のある者）の母が、その児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護しない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育するとき、その母又はその養育者に対し児童扶養手当を支給する。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害の状態にある児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ ⑦に該当するかどうか明らかでない児童（棄児等）

ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父と生計を同じくするとき、母の配偶者に養育されるとき、公的年金等の給付が行われる場合等のときは支給されない。

(3) 手当の支給主体及び費用負担

- ・昭和60年8月以降の新規認定者（都道府県知事支給対象者）
支給主体…都道府県 費用負担…国 3/4 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 1/4
- ・昭和60年7月以前の既認定者等（国支給対象者）
支給主体…国 費用負担…国 10/10

(4) 予算額

2,593.7億円（15年度）

【参 考】

1. 手当額（月額）

区 分		14年8月～
児童1人	全部支給	42,370円
	一部支給	42,360円 ～10,000円
児童2人目加算額		5,000円
児童3人以上加算額 （1人につき）		3,000円

2. 所得制限限度額

区 分	14年8月～
受給者本人（2人世帯） 全部支給 一部支給	130.0万円 365.0万円
扶養義務者（6人世帯）	610.0万円

※収入ベースの金額

3. 平成14年3月末受給者数

総数	生別母子世帯		死別 母子世帯	未婚の 母子世帯	障害者 世帯	遺棄世帯	その他の 世帯
	離婚	その他					
759,194 (100.0%)	668,949 (88.1%)	1,249 (0.2%)	9,327 (1.2%)	55,063 (7.2%)	2,859 (0.4%)	6,862 (0.9%)	14,885 (2.0%)

知事支給対象者 754,087人

国支給対象者 5,107人

児童扶養手当制度の改正経緯

(1) 法制定の経緯

S34 国民年金の創設に際し、無拠出制の福祉年金の一つとして、
死別母子世帯を対象とした、母子福祉年金の制度が設けられる。

↓

生別母子世帯にも同様な社会保障制度を設けるべき。

↓

S36 児童扶養手当制度創設（母子福祉年金の補完的制度として発足）

S37.1 児童扶養手当法施行

(2) 沿革

S36 制度創設（施行はS37.1.1）

S38 児童の定義に20歳未満の身体に障害を有する者を加える

S39 児童の障害の範囲に内部障害、精神障害（知的障害を除く）を加える

S40 児童の障害の範囲に知的障害を加える

S48 老齢福祉年金、障害福祉年金との併給

S49 児童の障害の程度を国民年金法の障害等級1級程度から2級程度まで拡大

S50 児童の国籍要件を撤廃。

S51 児童の定義を義務教育修了前から18歳未満に拡大（3か年で段階実施）

S57 受給資格者の国籍要件を撤廃。

S60 制度の抜本改正

- ・ 母子福祉年金の補完的制度から、母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする福祉制度に改める
- ・ 手当額の2段階制（所得による手当額の一部支給停止）
- ・ 認定の請求期限（S60.8.1以降に支給要件に該当するに至った者から）
- ・ 支給主体を国から都道府県知事に移行（新規認定者から）
- ・ 地方負担の導入（新規認定者分 国 8/10 都道府県 2/10）
- ・ 父の所得による支給制限（別途政令で定める日から施行）
- ・ 国民年金法等改正法により障害福祉年金の制度が廃止され、障害基礎年金に改正されることに伴い併給される公的年金は老齢福祉年金のみと

なる。(S61.4～、ただし、施行日前の受給資格者については経過措置として手当額と年金の子の加算額との差額分を支給)

- S61 国庫負担率の変更(国 7/10 都道府県 3/10) (補助金一括法暫定措置)
- H元 国庫負担率の変更(国 3/4 都道府県 1/4) (恒久化)
- H元 手当額改定に自動物価スライド制導入
- H6 事務取扱交付金の人件費部分を一般財源化
- H6 児童の定義を18歳未満の者から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡大(H.7.4.1から施行)
- H7 既認定者等に係る手当の支払いについて、振替預入を導入
- H8 物価スライドによる特例措置(7年の物価指数が対前年比▲0.1%を据置)
- H10 ・所得制限の見直しによる給付の重点化
[受給者本人(2人世帯:収入ベース)]
全部支給 204.8万円 → 現行どおり
一部支給 407.8万円 → 300.0万円
[扶養義務者等(6人世帯:収入ベース)]
946.3万円 → 600.0万円
- ・未婚の母の子が認知された後も継続支給(平成10年8月から施行)
- H12 物価スライドによる特例措置(11年の物価指数が対前年比▲0.3%を据置)
- H13 物価スライドによる特例措置(12年の物価指数が対前年比▲0.7%の下落と前年度に据え置いた▲0.3%と併せた▲0.1%を据置)
- H14 就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係の見直し(H.14.8.1から施行)
- ・所得制限限度額の見直し
[受給者本人(2人世帯:収入ベース)]
全部支給 204.8万円 → 130.0万円
一部支給 300.0万円 → 365.0万円
- ・手当額の見直し(月額)
全部支給 42,370円 → 現行どおり
一部支給 28,350円 → 42,360円～10,000円
- ・所得の範囲の見直し
母が父親から受け取った養育費を所得に加算
物価スライドによる特例措置(13年の物価指数が対前年比▲0.7%の下落と前年度、前々年度に据え置いた▲0.3%、▲0.7%と併せた▲1.7%を据置)

H15 制度の見直し（H15.4.1から施行）

- ・ 手当の受給期間が5年を超える場合は、政令で定めるところにより、手当額の一部を減額。（法施行後5年後に適用）

なお、減額率は、施行後における子育て・生活支援策、就労支援策、養育費確保策、経済的支援策等の進展状況、離婚の状況などを十分に踏まえて制定。（制定は施行後3，4年後）

※ 障害や疾病を有する場合は、手当額の一部停止を適用しない。

※ 3歳未満の児童を養育する際には十分に配慮

- ・ 対象児童が父親から受け取った養育費を所得に加算
- ・ 認定の請求期限（5年間）の撤廃

物価スライドによる特例措置

- ・ 過去3か年分の物価下落率▲1.7%を据置とするが、平成14年分の物価下落分のみ（▲0.9%）の改定。

なお、平成14年の所得制限等の見直しにより、手当額が減額となった受給者が多いことから、減額の影響を踏まえ、改定は平成15年10月から実施。